

神 教 組 事務職員部ニュース

2017 人事委員会勧告…4年連続のプラス改定！

月例給 + 0.10%、一時金 + 0.10月

神奈川県人事委員会は10月17日、本年の給与等に関する報告・勧告を神奈川県知事及び県議会議長に対し行いました。勧告では、①月例給の公民較差0.13%により、給料表を引上げ②勤勉手当の0.10月分引上げ、③給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を2018年4月1日から11.9%に引上げる、としています。



県労連は、人事委員会に対して、9月7日に要求書を提出、9月21日に15,565筆の署名を提出し、民間との適正な給与比較を前提に、主体性・客観性を発揮した勧告を求め、要請を行ってきました。特に、職員の生活実態を配慮した勧告、再任用・臨任・非常勤職員の処遇改善、「働き方改革」を現場が実感できるとりくみ等を要求してきました。

神教組は、今期確定闘争にあたり、県労連・市労連等に結集し、賃金・労働条件の維持・改善をめざしてとりくんでいきます。

神奈川県人事委員会の報告・勧告の概要は次のとおりです。

給与等に関する報告・勧告の概要 (人事委員会公表のものを抜粋・編集しています。)

1 本年の給与改定

給与の比較

職員の給与 (A)	民間従業員の給与 (B)	較差 (B) - (A)
402,611円	403,116円	505円 (0.13%)

[較差の配分 給料表418円 はね返し分(注)49円]

(注) 給料を算定基礎とする手当等の影響額

(1) 月例給 (毎月決まって支給される給与)

ア 本年4月分の職員の給与と民間従業員の給与との均衡をはかるため、4月に遡及して給料表を引上げ改定。

- ・初任給を1,000円引上げ(20歳代を中心に若年層職員も同程度の改定)
- ・40歳代以上の職員は400円引上げ
- ・その他は改定額(500円~900円)の間で引上げ

イ 地域手当…2018年4月1日から、地域手当の支給割合を11.9%に改定(0.1%引上げ)

(2) 期末手当・勤勉手当 (ボーナス)

民間の特別給の支給月数と均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げて勤勉手当に配分
勤勉手当の支給月数は6月期及び12月期が均等になることが基本であるが、今年度分は任命権者が配分を検討し決定

職員の支給月数 (A)	民間従業員の支給月数 (B)	差 (B) - (A)
4.30月	4.40月	0.10月

注 昨年8月から本年7月までの実績である4.42月分について、国に準じて0.05月ごとの区切りとなるよう小数点以下第2位で二捨三入し、4.40月とした。

(3) 実施時期

2017年4月1日に遡及して実施。ただし、期末手当・勤勉手当については、今年度にあっては(2)により任命権者が定める配分に応じた日

2 給与制度の総合的見直し

2015年4月から実施している見直しの一環として、2018年4月1日から、地域手当の支給割合を11.9%に改定(0.1%引上げ)

→ 2019年4月1日までに、完成時の支給割合として12%に引上げ

3 公務運営(項目のみ)

(1) 人材の確保・育成

ア 多彩な人材の確保

イ 人材育成

ウ 女性職員の活躍促進

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 働き方改革による長時間労働是正等の取組み

イ 仕事と家庭の両立支援と職員が能力をより発揮できる勤務環境の整備

ウ 健康管理対策の推進

エ 職場におけるハラスメントの防止

オ 非常勤職員の勤務環境の整備

(3) 高齢層職員をめぐる状況

(雇用と年金の接続)

- ・再任用職員の知識や経験を活用
- ・再任用職員の人事評価、期末勤勉手当の成績率に反映
- ・定年延長

2017年 県労連賃金確定闘争 日程

10月20日(金) 要求書提出交渉(県労連幹事団)

10月24日(火) 回答交渉(県労連幹事団)

10月26日(木) 前後(勤務時間外) 統一職場集会

(学習・意思統一、批准投票、署名・寄せ書き)

11月10日(金) 県労連総決起集会(関内ホール18:30~)

【☆幹事団交渉および支部代交渉等については未定です】

人事委員会ホームページ(給与に関する報告・勧告)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f54/p1179232.html>

神教組HP <http://www.ktu.or.jp/> 組合員専用ページへの入り方は、神教組・各地区教組の役員へお尋ねください。

